



## かわさきこ けんり かん 「川崎市子どもの権利に関する しやうれい 条例」について

かわさき しやうれい  
川崎市には、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり  
条例」のほか、人権に関する条例がいくつかあります。  
その一つが、「川崎市子どもの権利に関する条例」です。  
子どもが一人の人間として大切にされ、守り、守られ  
ながら自分らしく生きられるようにすることを目指し  
てつくられました。

この条例では、子どもにとって大切な7つの権利  
が書かれており、どれもが「川崎市差別のない人権尊重  
のまちづくり条例」に関連しています。

### こ だいのたいせつ けんり 子どもの大切な権利

- ・安心して生きる権利 ・ありのままの自分でいる権利
- ・自分を守り、守られる権利 ・自分で決める権利
- ・自分を豊かにし、力づけられる権利 ・参加する権利
- ・個別の必要に応じて支援を受ける権利

子どもは置かれた状況が違っても差別されません。  
また、障害のある子どもや、外国人などの子どもが自分  
らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その  
子どもの必要にあわせて助けられます。

がくしゅう とお かんが か  
学習を通して考えたことを書きましょう。

そうだん  
相談したいときは… (あなたにふさわしいところをえらんでね)

いじめや友達のことなどで、つらいとき、こまっているときは  
かわさき しんけん  
川崎市人権オンブズパーソンに電話してね。

### こ だいのあんしんダイヤル 子どもあんしんダイヤル

0120-813-887 (子ども専用・無料)  
044-200-1460 (大人の方用)

相談時間 / 月・水・金曜日 午後1時～午後7時  
土曜日 午前9時～午後3時  
祝日・年末年始はお休みです。

### ほうむきよく じんけんひやくとおぼん 法務局 こどもの人権110番

ひとりでなやまず電話してね!

ぜろぜろなな ひやくとおぼん  
0120-007-110

相談時間 / 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分  
祝日・年末年始はお休みです。(全国共通・通話料無料)

### かながわこ かにい ばんそうだん かながわ子ども家庭110番相談LINE

LINE上の登録名とアイコン画像のみで相談できます。  
(次のどちらかで「友だち追加」をして相談)

LINE検索から、LINEアプリの  
ホーム画面で

ID「@kana\_kodomo110」  
を検索して追加

※「友だち検索」機能では  
ありません。

スマートフォンなどで下の  
コードを読み取って追加



月曜日から土曜日までの午前9時～午後9時(年末年始を除く。)

※混んでいるときは、相談を受けられないことがあります。

【問合せ先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1  
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室  
電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

【発行】 川崎市・川崎市教育委員会

令和 8(2026)年 6月

ちゅうこうせいばん  
中高生版

ストップ ふうとう さべつ  
STOP! 不当な差別

かわさきし さべつ  
川崎市差別のない  
じんけんそんちやう  
人権尊重のまちづくり条例



かわさきし すべ しみん ふとう さべつ う  
川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けること  
なく、個人として尊重され、生き生きと暮らすこと  
ができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、  
令和元(2019)年 12月 に条例を制定しました。それが、  
かわさきし さべつ じんけんそんちやう  
「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」です。



かわさきし かわさきしきやういくいけんかい  
川崎市・川崎市教育委員会



かわさき し さべつ じんけんそんちよう  
川崎市差別のない人権尊重の  
まちづくり条例はどうしてでき  
たのかな？川崎市をのぞいて  
みよう！



### どんな条例なのかな。



ふとう さべつ かいしよう じんけん そんちよう  
不当な差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりを  
推進するための様々な取組を定めたものです。



### 「不当な差別」って何？

にんげん ねんれい せいべつ じゆつしん しょうがい  
人間には、もともと、年齢、性別、出身、障害のあり  
なしといった違いがあります。人と違うからという理由  
だけで、他に正当な理由がないのに、他の人にはしない  
ような取扱いや言動をするのが「不当な差別」です。



### 「人権」って何？

すべ ひとびと せいめい じゆう かくほ とうふく  
「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を  
追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれ  
ながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切な  
もの、違いを認め合う心によって守られるものだとされ  
ています。

じょうれい じょうくわ  
条例についてもっと詳しい  
情報を知りたい人はこちら



## 考えてみよう！ ネット社会と人権侵害

じんけん がっこうせいかつ にかし にちじよう  
人権は、学校生活をはじめとして私たちの日常のさまざま  
な場面に関わってきますが、とても問題になりやすいのはイ  
ンターネットです。

げんだい じぶん かんが おこな  
現代は、SNSなどを使えば、自分の考えたこと、行った  
こと、撮影したことを世の中に簡単に発信することができま  
すが、情報の発信の仕方ひとつで、悪気はなくても、誰かを  
傷つけてしまうことがあることを理解していますか？

ネット社会において、とにかく怖いのが、「決め付け」や  
「思い込み」です。

ネットで情報の発信をする前に、相手の立場に立って考え  
ましょう。それが人権侵害を防ぐことにつながります。

かわさき し ふとう さべつ かいしよう む  
川崎市は、あらゆる不当な差別の解消に向けて、  
人権施策を実施してきましたが、不当な差別は  
依然として存在し、本邦外出身者（外国につな  
がりのある人）に対する不当な差別的言動やイン  
ターネットを利用した人権侵害などの人権課題も  
生じるようになりました。こうした状況を踏まえ、  
市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の  
解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の  
普及をより一層推進していく必要があります。



みなさんは、どう思いますか？  
周囲で同じような話を聞いたことはありませんか？